

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

廿日市市は、身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島県廿日市市長

公表日

令和6年6月4日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
事務の概要	平成20年度から身体障害者手帳の交付事務が広島県から移譲されている。それに伴い廿日市市では、身体障害者福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1)身体障害者手帳の交付決定(新規・再交付) (2)身体障害者手帳の記載事項変更(住所(転入・転出・転居)・氏名等) (3)身体障害者手帳の返還
システムの名称	民生行政情報データベースシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)(平成25年法律第27号) 第9条1項 別表第一 11項 「都道府県知事(身体障害者手帳の交付に関する事務は、広島県から廿日市市へ移譲されているので、ここでは「市町村長」と読み替える)」、 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(主務省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) 第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	(1)番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事(身体障害者手帳の交付に関する事務は、広島県から廿日市市へ移譲されているので、ここでは「市町村長」と読み替える)」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「身体障害者手帳」が含まれる項(16の項) (別表第二における情報照会の根拠) なし (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(主務省令) (情報提供の根拠) 第12条第1号八、第12条第3号八、第20条第2号イ、第21条第1号イ、第21条第2号イ、第22条第1号イ、第28条第1号イ、第29条第1号、第30条第3号、第31条第1号八、第31条第2号八、第31条第4号イ、第31条第5号八、第31条第6号イ、第42条第1号、第53条第1号イ、第53条第2号イ、第53条第3号イ (情報照会の根拠) なし
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	健康福祉部障害福祉課
所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部障害福祉課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	廿日市市健康福祉部障害福祉課 〒738-8512 広島県廿日市市新宮一丁目13番1号 電話:0829-20-0001(代表) 0829-30-9186(直通)

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	(2)身体障害者手帳の記載事項変更(住所・氏名・転入・転出等)	(2)身体障害者手帳の記載事項変更(住所(転入・転出・転居)氏名等)	事後	
平成29年7月1日	関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	(身体障害者手帳の交付に関する事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	削除	事後	
平成29年7月1日	関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	電話:0829-20-0001(直通)0829-30-9152(直通)	電話:0829-20-0001(代表)0829-30-9186(直通)	事後	
平成29年7月1日	しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月30日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成29年7月1日	しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月30日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 所属長の役名	障害福祉課長 寺岡 慶治郎	障害福祉課長	事後	
平成31年4月1日	しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	リスク対策		新規項目	事後	
令和2年4月1日	関連情報 3. 個人情報の利用 法律上の根拠	(1)身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号) ・第15条(身体障害者手帳) ・第16条(身体障害者手帳の返還) (2)身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号) ・第4条(身体障害者手帳の申請) ・第8条(身体障害者手帳の交付の経由等) ・第9条(身体障害者手帳交付台帳) ・第10条(身体障害者手帳の再交付) (3)広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例(平成11年条例第34号) ・第2条8号の4	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という) (平成25年法律第27号) 第9条1項 別表第一 11項 「都道府県知事(身体障害者手帳の交付に関する事務は、広島県から廿日市市へ移譲されているので、ここでは「市町村長」と読み替える。) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(主務省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) 第11条	事後	
令和2年4月1日	関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(1)番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「都道府県知事(身体障害者手帳の交付に関する事務は、広島県から廿日市市へ移譲されているので、ここでは「市町村長」と読み替える。)」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「身体障害者手帳」が含まれる項(16の項) (別表第二における情報照会の根拠)なし (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を与える命令(情報提供の根拠) 第12条第1号ハ、第12条第3号ハ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、第21条第2号イ、第22条第1号イ、第28条第1号イ、第29条第1号、第30条第3号、第31条第1号ハ、第31条第2号ハ、第31条第4号イ、第31条第5号ハ、第31条第6号イ、第42条第1号イ、第53条第1号イ、第53条第2号イ、第53条第3号イ(情報照会の根拠)なし	(1)番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「都道府県知事(身体障害者手帳の交付に関する事務は、広島県から廿日市市へ移譲されているので、ここでは「市町村長」と読み替える。)」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「身体障害者手帳」が含まれる項(16の項) (別表第二における情報照会の根拠)なし (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(主務省令)(情報提供の根拠) 第12条第1号ハ、第12条第3号ハ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、第21条第2号イ、第22条第1号イ、第28条第1号イ、第29条第1号、第30条第3号、第31条第1号ハ、第31条第2号ハ、第31条第4号イ、第31条第5号ハ、第31条第6号イ、第42条第1号イ、第53条第1号イ、第53条第2号イ、第53条第3号イ(情報照会の根拠)なし	事後	
令和2年4月1日	しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法律上の根拠	(1)番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	(1)番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	
令和3年4月1日	しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 所属長の役職名	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事前	
令和4年4月1日	関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事前	
令和4年4月1日	関連情報 8. 特定個人情報の取扱いに関する問い合わせ 連絡先	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事前	
令和4年4月1日	しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年5月2日	関連情報 8. 特定個人情報の取扱いに関する問い合わせ 連絡先	廿日市市健康福祉部障害福祉課 〒738-8501 広島県廿日市市下平良111-1 電話:0829-20-0001(代表) 0829-30-9186(直通)	廿日市市健康福祉部障害福祉課 〒738-8512 広島県廿日市市新宮一丁目13番1号 電話:0829-20-0001(代表) 0829-30-9186(直通)	事後	
令和6年4月1日	しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	